独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	トランス・コスモス株式会社	コード	9715
提出日	2024/5/29	異動（予定）日	2025/6/25
独立役員届出書の提出理由	2025年6月25日開催予定の第39回定時株主総会に社外取締役の選任議案を付議するため。		

✓ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	夏野　剛	社外取締役	○										○	△				有
2	吉田　望	社外取締役	○						△									有
3	宇陀　栄次	社外取締役											△					
4	鳩山　玲人	社外取締役	○										△					有
5	玉塚　元一	社外取締役	○										△					有
6	鈴木　則義	社外取締役	○										△					有
7	鶴森　美和	社外取締役	○													○		有
8	稗谷　典洋	社外取締役	○										△					有
9	山本　正已	社外取締役	○										△				新任	有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	夏野剛氏は、株式会社KADOKAWAの代表取締役を務めており、また、当該会社には当社取締役の船津康次が社外取締役を務めていたため、社外役員の相互就任の関係にありましたが、現在、当社取締役の船津康次は株式会社KADOKAWAの社外取締役を退任しております。なお、2024年度において、同社から業務を受託しておりますが、この会計金額は、当社の連結売上高の2%未満であり（当社の独立役員の独立性判断基準に定める2%を下回っております）、当社から同社へ業務の委託は行っておりません。また、2022年度、2023年度ともに、同社との業務受託の取引関係については、独立性判断基準に定める2%を下回っておりました。 当社は同氏が代表取締役を務めている株式会社ドワンゴから業務を受託しておりますが、2024年度において、この合計金額は、当社の連結売上高の2%未満であります。また、当社から同社へ業務を委託しておりますが、同社の連結売上高の2%未満であります(当社の独立役員の独立性判断基準に定める2%を下回っております)。また、2022年度、2023年度ともに、同社との業務委託・受託の取引関係については、独立性判断基準に定める2%を下回っておりました。	夏野剛氏は、会社経営者としての豊富な経験と通信・インターネットサービス事業等における幅広い見識を有しており、当社の経営に対して適切に指導・助言を行うことができること。また、客観的かつ独立した公正な立場に立って、取締役の職務の執行を監督することができると判断したためであります。 なお、同氏は当社の社外取締役の独立性判断基準（「４．補足説明」欄をご参照）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。
2	吉田望氏は、当社と取引関係があった株式会社takibiの代表取締役を務めておりましたが、2013年9月30日に退任しております。	吉田望氏は、会社経営者としての豊富な経験と広告業界・インターネットサービス事業等における幅広い見識を有しており、当社の経営に対して適切に指導・助言を行うことができること。また、客観的かつ独立した公正な立場に立って、取締役の職務の執行を監督することができると判断したためであります。 なお、同氏は、当社の社外取締役の独立性判断基準（「４．補足説明」欄をご参照）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。
3	宇陀栄次氏は、当社が業務を委託している株式会社Yextの代表取締役（2023年10月31日付退任）を務めておりました。2024年度において、この業務委託の合計金額は、同社の連結売上高の2%を超えておりました（当社の独立役員の独立性判断基準に定める2%を上回っております）。同社から当社へ業務の委託はございません。 なお、2022年度、2023年度ともに、同社への業務委託の取引関係については、独立性判断基準に定める2%を下回っておりました。	
4	鳩山玲人氏は、当社と取引関係がある株式会社サンリオの取締役を務めておりましたが、2016年6月23日に退任しております。	鳩山玲人氏は、インターネットサービス事業・グローバル事業推進等について豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対して適切に指導・助言を行うことができること。また、客観的かつ独立した公正な立場に立って、取締役の職務の執行を監督することができると判断したためであります。 なお、同氏は、当社の社外取締役の独立性判断基準（「４．補足説明」欄をご参照）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。
5	玉塚元一氏は、当社と取引関係がある株式会社ローソンの代表取締役を務めておりましたが、2017年5月30日に退任しております。 また、当社と取引関係がある株式会社デジタルハーツの代表取締役を務めておりましたが、2021年6月24日に退任しております。 同氏は、株式会社ロッテホールディングスの代表取締役を務めておりますが、2024年度において、取引はございませんでした。なお、2022年度も同社との取引はございませんでした。2023年度には同社から業務を受託しておりましたが、この合計金額は、当社の連結売上高の2%未満であり（当社の独立役員の独立性判断基準に定める2%を下回っております）、当社から同社へ業務の委託はございませんでした。 同氏は、株式会社千葉ロッテマリーンズの取締役オーナー代行を務めておりますが、2024年度において、取引はございませんでした。なお、2022年度も同社との取引はございませんでした。しかし、2023年度には同社から業務を受託しておりましたが、この合計金額は、当社の連結売上高の2%未満であり（当社の独立役員の独立性判断基準に定める2%を下回っております）、当社から同社へ業務の委託はございませんでした。	玉塚元一氏は、複数の企業で代表取締役等を歴任するなど、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対して適切に指導・助言を行うことができること。また、客観的かつ独立した公正な立場に立って、取締役の職務の執行を監督することができると判断したためであります。 なお、同氏は、当社の社外取締役の独立性判断基準（「４．補足説明」欄をご参照）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。
6	鈴木則義氏は、当社と取引関係があるＳＭＢＣ日興証券株式会社の副社長執行役員を務めておりましたが、2019年6月30日に退任しております。	鈴木則義氏は、証券業界における長年の経験により、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対して適切に指導・助言を行うことができること。また、客観的かつ独立した公正な立場に立って、取締役の職務の執行を監督することができると判断したためであります。 なお、同氏は、当社の社外取締役の独立性判断基準（「４．補足説明」欄をご参照）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。
7	鶴森美和氏は該当項目がございません。	鶴森美和氏は、弁護士としての経験により、企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対して適切に指導・助言を行うことができること。また、客観的かつ独立した公正な立場に立って、取締役の職務の執行を監督することができると判断したためであります。 なお、同氏は、当社の社外取締役の独立性判断基準（「４．補足説明」欄をご参照）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。
8	稗谷典洋氏は、当社と取引関係がある株式会社電通の代表取締役（2023年12月31日付退任）を務めておりました。2024年度において、同社から業務を受託しておりますが、この合計金額は、当社の連結売上高の2%未満であり（当社の独立役員の独立性判断基準に定める2%を下回っております）、当社から同社へ業務の委託は行っておりません。なお、2022年度、2023年度ともに、同社との業務受託の取引関係については、独立性判断基準に定める2%を下回っておりました。	稗谷典洋氏は、会社経営者としての豊富な経験と広告業界・インターネットサービス事業等における幅広い見識を有しており、当社の経営に対して適切に指導・助言を行うことができること。また、客観的かつ独立した公正な立場に立って、取締役の職務の執行を監督することができると判断したためであります。 なお、同氏は、当社の社外取締役の独立性判断基準（「４．補足説明」欄をご参照）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。
9	山本正已氏は、当社と取引関係がある富士通株式会社の取締役（2024年6月24日付退任）を務めておりました。2024年度において、同社から業務を受託しておりますが、この合計金額は、当社の連結売上高の2%未満であり（当社の独立役員の独立性判断基準に定める2%を下回っております）、当社から同社へ業務の委託は行っておりません。なお、2022年度、2023年度ともに、同社との業務受託の取引関係については、独立性判断基準に定める2%を下回っておりました。	山本正已氏は、会社経営者としての豊富な経験とIT業界・ICT分野におけるトータルソリューション事業等の幅広い見識を有しており、当社の経営に対して適切に指導・助言を行うことができること。また、客観的かつ独立した公正な立場に立って、取締役の職務の執行を監督することができると判断したためであります。 なお、同氏は、当社の社外取締役の独立性判断基準（「４．補足説明」欄をご参照）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。

４．補足説明

【当社の独立役員の独立性判断基準】
当社取締役会は、以下の要件を満たす社外取締役を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と判断します。

１．社外取締役が、現在および直近の過去３年間において、次に該当する者でないこと
（1）当社の主要な顧客（注1）または当社を主要な顧客とする事業者（注2）の業務執行者
（注1）直近の過去３事業年度のいずれかの年度における当該顧客に対する当社の売上高の合計額が当社の連結売上高の２％を超える顧客をいう。
（注2）直近の過去３事業年度のいずれかの年度における当社に対する当該事業者の売上高の合計額が当該事業者の連結売上高の２％を超える事業者とする。
（2）当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計・税務の専門家または法律専門家（注3）
（注3）直近の過去３事業年度のいずれかの年度における当社からの報酬の合計額が1,000万円を超える者とする。
（3）当社から多額の寄付を得ている非営利団体（注4）の業務執行者
（注4）直近の過去３事業年度のいずれかの年度における当社からの寄附金の合計額が1,000万円を超えまたは当該寄付先の収入総額の２％を超える団体とする。
（4）当社の大株主（注5）またはその業務執行者
（注5）当社の議決権総数の10%以上の議決権を有する者

２．社外取締役の２親等以内の近親者が、現在において、次に該当する者でないこと（重要でない者を除く）
（1）当社または当社子会社の業務執行者
（2）上記１．（1）～（4）に該当する者

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。